

広島県告示第四百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）に定める手数料のうち、広島県西部建設事務所を経由することにより処理する事務に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 ( 委 託 期 間 )
名 称	住 所	
一般社団法人 広島県建設工業協会	広島市中区上八丁堀八番一 三号	令和二年三月五日 (令和二年四月一日) 令和五年三月三十一日